

平成 25 年度 厚生労働省 主な税制改正要望

番号の前に * 印を付している項目は主要望官庁が他省庁で、共同要望をしている項目

医療関係

■ 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続 〔法人税、所得税〕

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が 5,000 万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて所要の対応を検討する。

<参考>平成 24 年度税制改正大綱より抜粋〔73 ページ〕

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点も踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討することとします。

■ 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続 〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

■ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続 〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

<参考>平成 24 年度税制改正大綱より抜粋〔75 ページ〕

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成 25 年度税制改正において検討することとします。

■ 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

■ 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長 〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

* ■ 研究開発税制(総額型)の拡充 〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額の8～10%について税額控除を可能とする制度について、現行では法人税額の2割を上限としているが、3割まで可能とする。

＜経済産業省とりまとめ＞

＜参考＞ 医療イノベーション5か年戦略(平成24年6月6日医療イノベーション会議決定)

Ⅲ 分野別戦略と推進方策

Ⅲ-1 革新的医薬品・医療機器の創出

Ⅲ-1-1 研究開発の推進と重点化

長期間にわたり研究開発に多額の資金を要する医薬品・医療機器開発の特性を踏まえ、イノベーションを一層促進するとの観点から、長期間にわたる革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発の増加等を促進する施策を充実・強化するため、他の政策の対応と合わせ、研究開発等に係る税制上の措置を検討する。

4. 革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発に係る税制上の支援の推進

長期間にわたり研究開発に多額の資金を要する医薬品・医療機器開発の特性を踏まえ、イノベーションを一層促進するとの観点から、長期間にわたる革新的医薬品・医療機器の開発に繋がる研究開発の増加等を促進する施策を充実・強化するため、他の政策の対応と合わせ、研究開発等に係る税制上の措置を検討する。(平成24年度以降、研究開発投資の政府目標達成に向け、継続的に実施する。:厚生労働省、経済産業省)

■ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした

たばこ税の税率の引上げ

[たばこ税、地方たばこ税]

「たばこの規制に関する世界保健機関条約」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていることをはじめ、平成25年度以降の「健康日本21(第2次)」及び平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」でたばこに関する数値目標を初めて設定したこと等、たばこ対策が重要な位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

<参考> たばこに関する目標

- ・成人の喫煙率低下(19.5%(H22) 12%(H34年度))
- ・未成年の喫煙をなくす(0%(H34年度))
- ・妊娠中の喫煙をなくす(0%(H26年)) 当該項目は「健康日本21(第2次)」のみの目標
- ・受動喫煙の防止
 - ・行政機関(16.9%(H20年) 0%(H34年度))
 - ・医療機関(13.3%(H20) 0%(H34年度))
 - ・職場(64%(H23年) 受動喫煙の無い職場の実現(H32年))
 - ・家庭(10.7%(H22年) 3%(H34年度))
 - ・飲食店(50.1%(H22年) 15%(H34年度))

■ 医療に係る消費税の課税のあり方について

[消費税]

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第1号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

<参考1> 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日)

消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

<参考2> 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を廃止する等の法律(平成24年法律第68号)

第7条第1号ト 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

介護・障害等

* ■ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

[所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税]

サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却や、固定資産税及び不動産取得税を減額する租税特別措置の期限を2年間延長する。

<国土交通省とりまとめ>

子ども・子育て

* ■ 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

[消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等]

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

<内閣府とりまとめ>

■ 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置 [登録免許税]

保育所の設置を促進するため、社会福祉法人以外の公益法人立の保育所についても、社会福祉法人と同様に登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

就労促進等

- **配偶者控除の見直し** 〔所得税、個人住民税〕
雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

- **パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置** 〔所得税、法人税、法人住民税〕
パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。

- **障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充** 〔所得税、法人税、法人住民税〕
平成24年6月に成立した障害者優先調達推進法を受けて、就労移行支援事業所など、障害者の働く場に対する発注を前年度より増加させた企業に対して、企業が有する固定資産の割増償却を認める措置の適用期限を延長するとともに、適用となる「働く場」の対象の拡大を行う。

- **雇用促進税制の拡充** 〔所得税、法人税、法人住民税〕
厳しい経済環境下での雇用を確保するため、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制について、税額控除の額を引き上げる等の拡充を行う。

- **「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置** 〔所得税等〕
社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）に基づき平成24年秋を目途に策定する予定の「生活支援戦略」を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

年金

■厚生年金基金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税等〕

厚生年金基金制度等の見直しに伴い、必要に応じ税制上の所要の措置を講じる。

■年金課税の在り方の検討

〔所得税、個人住民税〕

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)等に基づき、世代間・世代内の公平性を確保する観点も踏まえつつ、公的年金等控除の見直しや、老年者控除の復活、「年金所得」を独立させる等所得区分の見直しなど、年金課税のあり方について検討を行う。

生活衛生関係

■生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

■交際費課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直しを行う。

交際費の損金不算入制度：交際費(一人当たり5,000円以下の一定の飲食費等は除外。大法人、中小法人の区別なく適用)について、期末資本金1億円超の大法人の場合は損金扱いにならない。また期末資本金1億円以下の中小法人の場合は、定額控除限度額600万円までのうち、交際費支出の90%相当額までしか損金計上が認められていない。なお、個人事業主はいずれの制限もない。